

令和7年度 県立水俣高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、本校では、いじめの防止等のため、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「対策推進法」という。）を踏まえ、文部科学大臣が平成29年3月14日に改訂した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）と令和2年11月24日に熊本県が改訂した「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）に基づいて、いじめ防止基本方針を改訂する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、地域その他の関係機関の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。（『熊本県いじめ防止基本方針』より）

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめの防止等のための基本的な方針』平成29年3月14日文部科学大臣改訂より抜粋）

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

（1）本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

（2）「対策委員会」は、外部専門家（有識者）、管理職に加え、全日制的各学年主任、教育相談員、全日制および定時制の生徒指導主事、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、いじめ情報集約者、養護教諭から構成される。

また、「対策委員会」から外部専門家を除いたものを、「いじめ防止等対策校内委員会」（以下「校内委員会」という。）とする。

（3）対策委員会の会議を学期に1回開催し、現状把握、対策等について協議する。

いじめ問題が発生した際には、「校内委員会」が中心となってその対応にあたる。

（4）組織の役割は、いじめの問題に取り組む以下の項目について中核となる役割を担うものとする。

i いじめの相談、通報の窓口

- ii いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有
- iii いじめの疑い等の情報があった場合の緊急会議の開催と情報の迅速な共有化
- iv 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定
- v 保護者との連携

4 年間計画等

(1) 年間取組みについて（計画・評価・検証）

- i 年度当初にいじめ防止等に関する年間計画等について全職員で確認をする。
- ii 「対策委員会」は学期に1回、「校内委員会」、職員全体の会議は必要に応じて行うものとする。
- iii 2学期末から3学期の初めにかけて、職員に防止等に関する取組みについてのアンケートを取り評価を行う。
- iv 職員アンケートの結果を資料として、3学期の「対策委員会」で年間の取組みについて検証を行う。その後、年度末反省の際に職員全体で検証・確認をする。
- v 年度末反省をもとに、次年度の取組みを計画する。

(2) いじめの未然防止の取組み等

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」生徒を育てる。また、自他の意見に相違があっても、互いを認めあいながら調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考えることができる力、他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を育てるよう、校内ではいじめ防止の取組みを以下のように実施する。

- i 学校の教育活動全体を通して、全職員で道徳教育や人権教育活動、体験活動等を推進する。
- ii 学校では、いじめの未然防止等のために必要に応じて研修を行う。
- iii 年度当初に職員全体で本校の「いじめを許さない」宣言文を確認する。また、各クラスでも「いじめを許さない」宣言文の内容について確認して掲示する。
- iv 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間（6月）」中に、生徒一人ひとりが自分の言動について見つめなおす機会を作り、心のきずなを深めるための標語作りに全生徒が取り組む。
- v 面談期間を設け、職員が生徒と話をする機会を設ける。
- vi 人権教育 LHR では、いじめやコミュニケーション、情報モラル、自他の言動等について、生徒が考えることができるようなテーマを取り上げる。
- vii 生徒同士のつながりを作り深めていくために、生徒主体の学校環境づくり（クラスマッチや投書箱等）を進め、活動を継続する。

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いということを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さ

ないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- i 各学年や各部など全職員が連携をとり、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ii これまで行われていた「心のアンケート」に加え、学校生活についてのアンケートを実施する。
- iii スクールカウンセラーの来校日を生徒に周知し、面談の希望者を募る。
- iv 各学期の面談の中で「いじめの有無」を確認し、得た情報等については「校内委員会」と共有し、迅速に事後対応にあたる。
- v 「熊本県子どもいじめ相談電話」や「スクールサイン」、県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関に関する情報を生徒に周知徹底する。

(4) いじめへの措置

- i いじめに対しては、本校の「いじめ問題対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）【資料1】に従って迅速かつ適切に対応する。
- ii いじめが発見された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- iii 実態把握については生徒指導部が中心となり、把握した内容について「校内委員会」でも協議を行い、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、家庭や教育委員会と連携して対応する。
- iv いじめられた生徒（被害者）に対しては、被害生徒を守り通すとともに、被害生徒の事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行う。
- v いじめた生徒（加害者）に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめ行為を直ちに止めさせる。また、SC・SSW等の専門家につなげる際も、その目的等について、いじめた生徒（加害者）とその保護者に説明し、理解を得ながら実施する。
- vi いじめに関連した集団に対しては、クラス・各科・学年・学校全体で指導を行うものとする。

(5) 家庭や地域との連携について

- i PTA 総会等で、学校側はいじめ防止の基本方針、宣言文や現状等について説明する。
- ii 家庭からいじめに関する連絡があった場合、「対応マニュアル」に従ってクラス担任・学年主任等で内容を確認して対応する。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- i いじめに係る行為が止んでいること
その期間は、少なくとも3ヶ月を目安とするが、いじめの重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- ii 被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害者生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断す

るものとする。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処

- i 「対策推進法」第28条により、学校は重大事態に対処する。
- ii 学校は、「県の基本方針」にあるように次のような場合を重大事態ととらえて、県と一体となって速やかに実態を把握し、その内容を県教育委員会を通じて知事へ報告をするものとする。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間（年間30日が目安）を欠席することを余儀なくされている場合
- iii 重大事態の緊急対応（生徒が自殺を企画した場合）については、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」により対処する。

6 その他（調査等について）

- i 調査は、生徒指導部を中心として「校内委員会」と協議・検討しながら実施する。
- ii 「県の基本方針」にあるように調査は、以下について可能な限り事実関係を明確にする。
 - 事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか。
 - いじめを生んだ背景や事情はどのようなものであったか。
 - 生徒の人間関係にどのような問題があったか。
 - 学校・職員がどのように対応したか。
- iii いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明する。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど十分に留意して行うものとする。